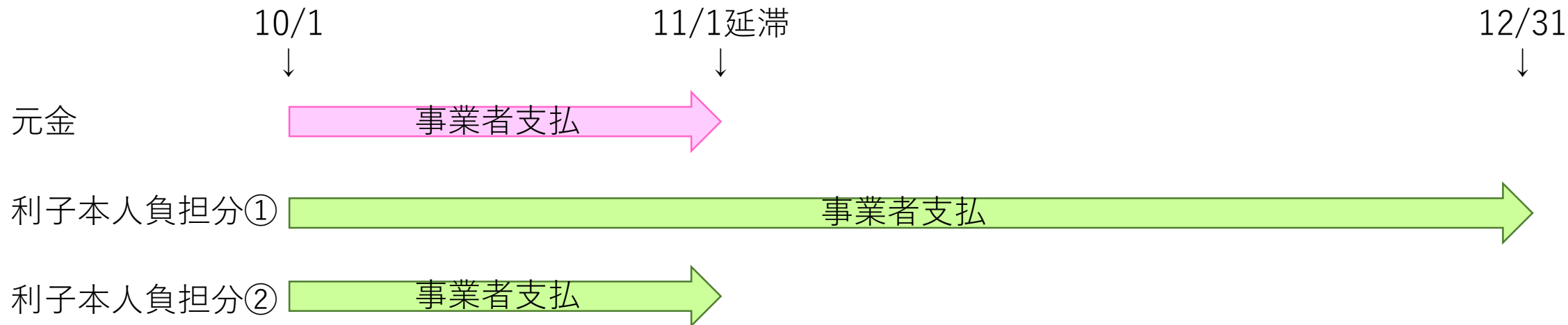


利子補給の考え方

利子本人負担分徴収済日まで利子補給します。

e.g. 約定返済日が1日の融資が11/1に延滞した場合



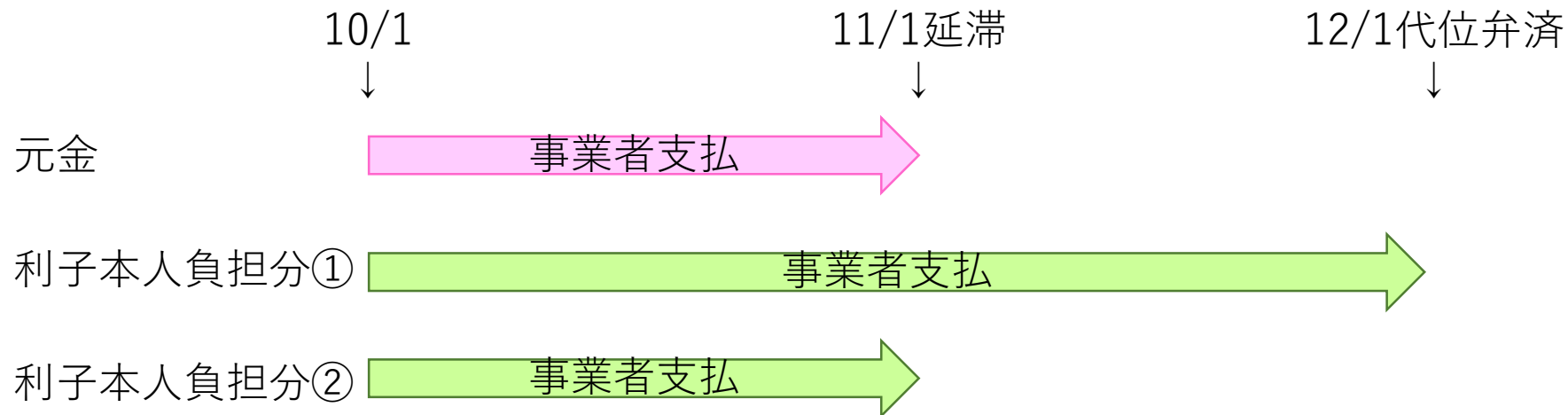
①11/1に元金のみ延滞→利子補給停止しません

②11/1に元金+金利本人負担分を延滞→11/1まで利子補給します

利子補給の考え方

利子本人負担分徴収済日まで利子補給します。

e.g. 約定返済日が1日の融資が11/1に延滞し、その後12/1に代位弁済した場合



①11/1に元金のみ延滞→12/1まで利子補給します

②11/1に元金+金利本人負担分を延滞→11/1まで利子補給します

※①、②ともに、保証協会に代位弁済額に加えて利息分を請求した場合を除く

(注意)

- ・金利本人負担分徴収済日以前に利子補給中止要件（『新宿区中小企業向け制度融資のご案内』 p.8 参照）が該当する場合、この限りではありません
- ・金利本人負担分のない商工業緊急資金（特例）については、元金のみ延滞とみなして構いません

(その他)

- ・利子補給金計算に係る残高は実際の残高です